

2015 年度 卒業論文
山田正雄ゼミナール

マイナンバー制度

日本のマイナンバー制度のあり方を考える

日本大学 法学部 公共政策学科 1250214 小中翔

マイナンバー制度

日本のマイナンバー制度のあり方を考える

はじめに

2015年10月、マイナンバーの通知が始まった。2016年1月からはマイナンバー制度が実施され、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となる。現段階では3分野のみで適用されることになっているが、国は適用範囲を拡大しようとしている。

マイナンバー制度には、行政の効率化、国民の利便性、公平・公正な社会実現の3つの効果が期待されている。一つの番号で、年金や確定申告などの手続きを行うことができるようになれば、今まで時間がかかっていた手続きの負担を減らすことができる。

しかし、マイナンバーに対して不安に思っている人が多いのが現状である。マイナンバー通知の段階で誤送してしまっていることや、適用範囲を拡大すると情報漏えいしたときの被害が大きくなることが予測されていることが原因である。これらの不安を減らし、マイナンバーを国民が安心して使えるものにしていかなければならない。

世界的にみると日本は、マイナンバー制度後発国である。外国のマイナンバー制度は、国によって異なっている。外国のマイナンバー制度の長所と短所を見ることで、それを参考に日本の制度をよりよくしていくことができるのではないかな。

本研究では、マイナンバー制度のメリットとデメリットを踏まえ、海外のマイナンバー制度の事例を参考にし、今後の日本のマイナンバー制度のあり方を考える。

目次

はじめに

1 章 マイナンバー制度とは

1-1 マイナンバー制度とは何か

1-2 マイナンバー制度の目的

1-3 マイナンバー制度導入の背景

1-3-1 国の借金が膨らむ中できめ細やかな社会保障サービスを提供

1-4 使われる場面

1-4-1 検討中のマイナンバー展開

1-5 実施スケジュール

2 章 マイナンバー制度のメリット

2-1 マイナンバーの利便性

2-1-1 社会保障制度

2-1-2 年金

2-1-3 税

2-2 経済効果

2-2-1 行政分野

2-2-2 準公的分野

2-2-3 民間分野

2-2-4 経済波及効果

2-3 マイナポータル

2-3-1 プッシュ型サービス

2-3-2 ワンストップサービス

2-3-3 アクセス記録の閲覧

2-3-4 特定個人情報の閲覧

2-4 その他のメリット

2-4-1 個人を正確に特定できる

2-4-2 迅速な被災者支援

2-4-3 縦割り行政からの脱却

3 章 マイナンバー制度のデメリット

3-1 データマッチングによる危険性

3-1-1 プロファイリング

3-1-2 ビッグデータと「監視社会」

3-2 大量の共通番号付きデータベース構築の危険性

3-3 なりすましの危険性

3-3-1 誰もが知りうるマイナンバー

3-3-2 なりすましの激増をもたらす

3-4 マイナポータルの危険性

3-4-1 「IT弱者」のデジタル・デバイド

3-4-2 本人と利害が相反任意代理人の危険性

3-4-3 不正閲覧で個人の情報がすべて漏えい

3-4-4 プッシュ型サービスの抱える問題

3-4-5 ワンストップサービスでマイナポータルは必要か。

3-4-6 データマッチングの仕組の治安的利用の可能性

4章 海外のマイナンバー制度

4-1 マイナンバー制度のタイプ

4-2 フラットモデル エストニアの事例

4-2-1 国民 ID カード

4-2-2 国民 ID カードを利用した住民向けサービス

4-2-3 市民ポータル

4-3 セパレートモデル

4-3-1 分野別の識別番号

4-3-2 データ保護監察官

4-3-3 電子 ID カードと利用サービス

4-4 セクトラルモデル

4-4-1 3層構造の識別番号

4-4-2 個人情報保護と行政事務の効率化・住民の利便性の両立

5章 日本のマイナンバー制度のあり方

5-1 効率化が全てではない

5-2 適用範囲の拡大

おわりに

1 章 マイナンバー制度とは

1-1 マイナンバーとは何か

マイナンバーとは、日本に住民票がある人すべてに、1人1つずつ与えられる12桁の番号である。与えられた番号は一生変わらないが、番号が漏えいし、不正利用される恐れがある場合は変更できる。また、会社や地方公共団体、行政機関や財団法人などには13桁の法人番号¹が交付される。

1-2 マイナンバー制度の目的

マイナンバー制度の目的は大きく分けて3つある。それは、(1) 行政の効率化、(2) 国民の利便性、(3) 公平・公正な社会実現である。

(1) 行政の効率化

行政の効率化とは、役所のような官公庁の仕事が効率よく行われるようになることである。時間や人員が節減でき、経費を削減することができる。

さらに、マイナンバー制度が活用されるようになれば、手続きの多くが数字を打ち込むだけになるため、ミスを大幅に減らすことができる。

(2) 国民の利便性

国民の利便性とは、役所の手続きがより簡単になることである。今まではハンコなどを持って役所へ行かなければならなかった手続きが、自宅のパソコンからできるようになる。

マイナンバー制度が導入されると、それまで、住民票が必要だった申請が、行政側が住民票の照会をするため、住民票を準備する手間がなくなるなど、利便性が高まる。

(3) 公平・公正な社会実現

公平・公正な社会実現とは、負担を不当に免れることや給付を不正に受給すること防止し、本当に困っている人を支援することである。マイナンバー制度の導入により、所得や他の行政サービスの需給状況を把握しやすくなるため、これが可能となる。

¹法人番号とは、日本において法人・団体の識別番号として国税庁から指定・通知される番号である。数字13桁からなる（会社の法人番号は、商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁のチェックディジットを付加したもの）。国税、地方税、社会保険などの手続きに使われる。

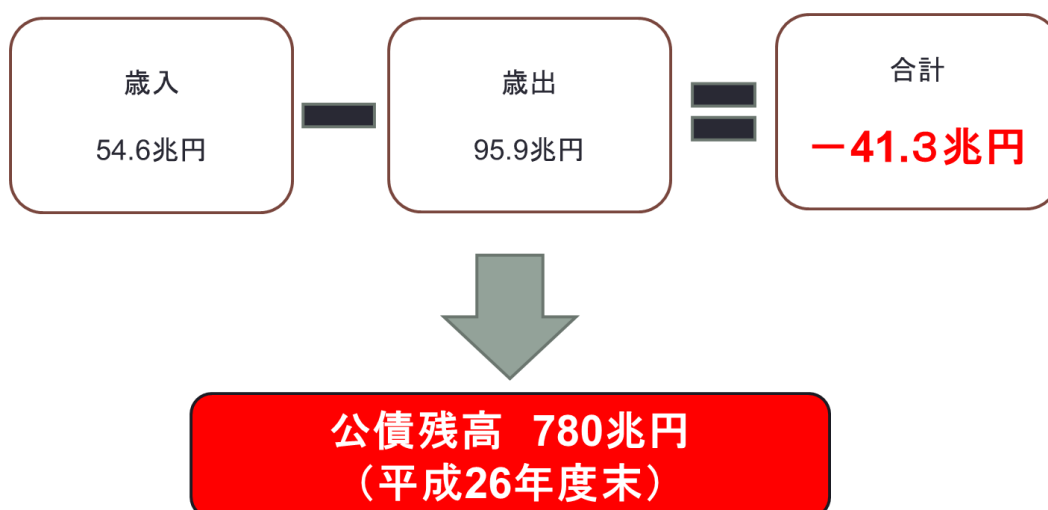
**マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



出典：内閣官房 マイナンバー 社会保障・税番号制度

1-3 マイナンバー制度導入の背景

マイナンバーを導入する理由は、行政スリム化だけではない。もっとも大きな理由は国の財政にある。なぜなら、平成27年3月末の時点で国の借金が1053兆円近くになったからである。現在の日本の財政は毎年借金が増えていく一方である。



1-3-1 国の借金が膨らむ中できめ細やかな社会保障サービスを提供

日本は今、少子高齢化による労働力人口の減少と医療費や社会保障費が増大する中、国家財政は危機的状況にあり、そして長引く経済の低迷に直面している。

現在、日本は約 1000 兆円もの借金を抱え²、毎年の歳出が 100 兆円近くに達しようとしているのに、歳入はたかだか 40 兆円程度しかない。そのうえ、社会保障費全体で毎年数兆円、医療費だけでも 1 兆円ずつ増え続けている。少子高齢化で働き手が減って、医療費が増えることは確実であり、現在の状況を持続しては財政が破綻することにもなりかねない。

こうした状況のなかで、国民の間では給付と負担の不公平さに対して不満があふれ出している。例えば、常識的にみて生活保護の資格を欠いていると思われる者が支給を受けたり、既に死亡している家族の年金を受け取り続ける、あるいは潤沢な金融資産を持つ高齢者が手厚い社会保障給付を受けられたり、高額所得者が海外投資で得た利益に対する課税を逃れている。こうした不正や脱法行為、あるいは制度本来の主旨から外れた行為が、世の中に蔓延しているのが実情だ。これらの行為がまかり通る根本的な原因は、行政が国民の正確な所得を把握できていないためである。本来であれば所得に応じて決められるべき負担と社会保障が適切に行われていないのである。

この状況を改善するために、当初、政府は「給付付き税額控除」などについて検討していた。給付付き税額控除とは、一定所得以下の者は所得税を免除するとともに、所得の少なさに応じて還付を行うことで、税額控除の恩恵が少ない低所得者層を支援するための制度だ。マイナンバーによる、より正確な税の捕捉を前提として、もう一方の社会保障の面で国民の側に貢献できる効果的手段の一つとして期待されていた。しかし、政権交代とともに給付付き税額控除が採用される見込みは、ほとんどなくなっている。

「正確な所得の把握」と「確実な給付」のために必要な情報は、行政や銀行、証券会社、病院、保険会社など様々な機関に散らばっている。それらの情報を、確実に本人のものであることを担保された形で収集できる環境が必要になる。すなわち、個人を識別する番号が必要であり、その番号と個人情報を紐付けることが欠かせないのである。

1-4 使われる場面

マイナンバーが使われるのは、(1) 個人の場合と (2) 民間企業の場合で異なる。

(1) 個人の場合

個人の場合、マイナンバーが使われるのは 3 つの場面しかない。①社会保障、②税、③災害対策である。

社会保障の分野では、年金、健康保険、雇用保険などに加入や申請、受給するときも、マイナンバーが必要である。

例えば年金分野では、年金の取得・確認・給付を受け取る際に必要となる。

² 2014 年度末時点での数値

税金の分野では、国民が税務署に提出する確定申告書、届出書、調書などに個人番号を記載しなければならない。また、税務署の内部事務処理にも利用される。

災害対策の分野では、被災者台帳の作成や被災者生活再建支援金の支給に関する事務手続きに利用する。

(2) 民間企業の場合

民間企業の場合でもマイナンバーを利用するケースが出てくる。

社会保障の分野では、年金、健康保険、雇用保険などの書類を提出する際には、マイナンバーを記載しなければならない。これは法律上の義務となる。

税金の分野でも、税務署に提出する法定調書などは、従業員だけでなく、株主の個人番号を記載することが法律上の義務となる。

**平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。**



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障	税	災害対策
- 年金 - 労働 - 医療 - 福祉	- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 - 税務当局の内部事務	- 被災者生活再建支援金の支給 - 被災者台帳の作成事務
など	など	など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

出典：内閣官房 マイナンバー 社会保障・税番号制度

1-4-1 検討中のマイナンバー展開

政府は、その見直しの際に銀行とのひも付をしようとしている。それができるようになれば、個人の資産が把握でき、資産の多い人に税金や社会保障などで多く負担してもらうことが可能になるからである。

今までの制度では、所得は把握できても資産は把握できなかった。たとえば、年収200万円で資産100億円の人に課税できなかったのである。これは国民にとっても不公平

感がある状態である。

さらに仮にすべての銀行口座が個人番号で管理されるようになると、誰の銀行口座かが瞬時に分かるので、「振り込め詐欺」を根絶できる可能性がある。

政府は、まず、希望者に銀行口座とのひも付を行い、その後、全面的に行うことを画策しているように思われる。

今後拡大が想定される分野

- 戸籍に係る事務
- 旅券や邦人保護等に係る事務
- 金融機関における口座名義人の特定・現況確認等に係る事務
- 医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務
- 自動車の登録に係る事務等

1-5 実施スケジュール

まず、平成27年10～11月までに、各市区町村から順次、住民票があるすべての人へ、「通知カード」で知らされる。通知カードは簡易書留で送られてくる。中身は、「通知カード」「個人番号カードの交付申請書」「返信用封筒」「マイナンバー制度の説明書」の4点である。

この通知カードには、12桁の個人番号と氏名、住所、性別、生年月日が記載されている。このカードがあれば、年金や雇用保険、生活保護などのさまざまな行政サービスが受けられる。

実際に個人番号が使われるのは平成28年1月からになる。また、この月から個人番号カードが交付される。

マイナンバー制度の実施スケジュール	
平成27年 10月～11月	各市区町村から順次、住民票のあるすべての人へ通知カードで知らせる
平成28年 1月	マイナンバー制度が実施。 社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になる。 申請者には、個人番号カードを交付。
平成29年 1月	年金と医療保険のマイナンバー制度が実施。 国の機関同士の連携開始 マイナポータルの開始予定
平成29年 7月	地方公共団体同士の連携開始
平成30年 10月	民間利用の実施の是非を決定予定

2章 マイナンバー制度のメリット

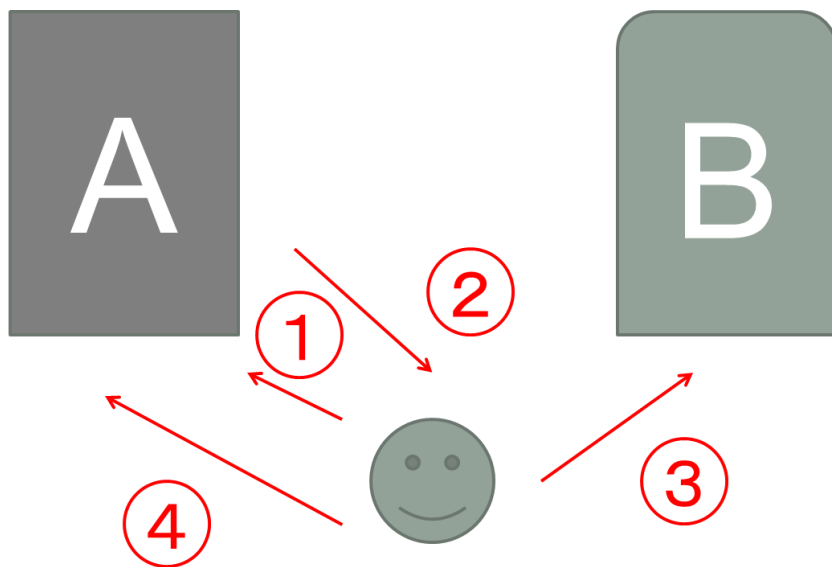
2-1 マイナンバーの利便性

マイナンバー制度が導入されると、私たちが今まで行ってきた事務手続きが便利になる。まず、①社会保障制度について、従来の方法とマイナンバー制度導入後の方法を比較してみる。そして、②年金、③税金面についてどう変わるのかをみていく。

2-1-1 社会保障制度

(従来の方法)

現状では、社会保障の手続きをする場合は、自分が申請したり受給したりしようと思っている関係機関Aへ行って手続きします。しかし、その際にAから、別の関係機関Bで交付する何らかの書類を求められた場合、自分でその書類をBに取りに行き、再びAに戻って書類を提出しなければならない。



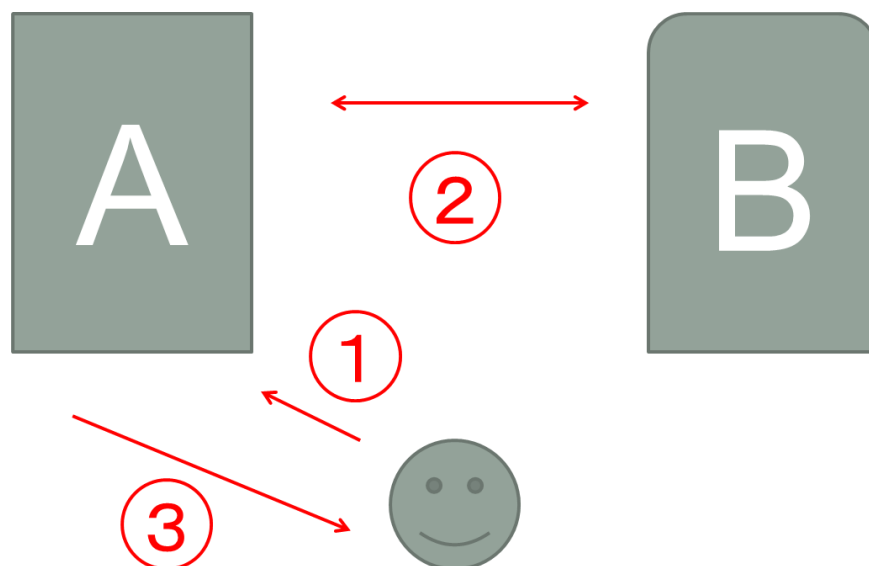
(マイナンバー制度導入後)

マイナンバー制度導入後は、Aへ行って手続きするだけになる。なぜBに取りに行かなくていいかというと、AがBから必要な情報（書類）を受け取ることができるようになるからである。

つまり、従来はBへ行って書類を受け取りAに提出するという作業をA B間のやり取りで済むようになる。

具体的にいうと、年金や生活保護などの社会保障給付を受ける場合、今までは個人が市

区町村に課税証明書を申請・取得し、さらに事業者から源泉徴収票を受け取る必要があった。しかし、マイナンバー制度導入後は、個人は関係機関に申請するだけで、あとは市区町村や事業者が連携してやってくれるようになる。



2-1-2 年金

公的な社会保障は、本人確認のミスが原因で年金が受け取れないなどの問題が発生することが、消えた年金問題³で顕在化された。

例えば、20歳になった大学生 A さんは、親の管理のもと、国民年金に入る。そして、基礎年金番号が付与される。その後、就職した A さんは厚生年金が追加になる。そのため、厚生年金加入の手続きをしなければならない。その際に、基礎年金番号がわからないと国民年金に加入していた A さんと厚生年金に加入した A さんが同一人物であるか「名寄せ」という作業をしなければならない。

この名寄せは、「住所」「氏名」「性別」「生年月日」によって行われるが、本人確認ができないと、国民年金に加入していた A さんと厚生年金に加入した A さんは別人ということになってしまう。

しかし、マイナンバー制度導入後は、名寄せの必要がなくなる。個人番号 1 つあれば、国民年金に加入していた A さんと厚生年金に加入した A さんが同一人物であることが瞬時に正確に判明する。

2-1-3 税金

³ 消えた年金問題とは、2007 年 5 月に国民年金など公的年金保険料の納付記録問題が発覚し、5000 万件という数字とともに国民の大きな怒りを買った。

税金面ではどのように変わるのか。例えば、今まで住民税の計算を行うときには、役所の税務担当者は、税務当局からは所得税の確定申告書のデータを受け取り、給与所得者以外の人は住民税申告書を受け取り、給与所得者が働いている企業からは給与支払い報告書を受け取る。さらに、年金受給者の場合、公的年金等支払い報告書を受け取らなければ、住民税の計算はできない。その際に、これらの情報がすべて同一人物かを名寄せするが、これがうまくいかないと住民税の算出額を間違える。マイナンバー制度になれば、このような事態はなくなる。

2-2 マイナンバー制度による経済効果

マイナンバー制度を導入するメリットの一つに経済効果をもたらすことがあげられる。「わたしたち生活者のための『共通番号』推進協議会」は、マイナンバー制度を導入した場合のコスト削減効果を（１）行政分野、（２）準公的分野、（３）民間分野の３つに分けて試算している。

2-2-1 行政分野

行政分野では、１年間で約３０００億円のコスト削減効果を見込んでいる。行政分野で利用されるのは、①「税分野における市町村や都道府県と外部との情報連携」、②「税分野以外における市町村や都道府県での照会、調査」、③「上下水道などの使用料金明細の送付（マイナポータル利用）」、④「生活保護の不正受給」などが業務として想定される。

生活者側のメリットは、①「一部の手続きが簡素化され、添付書類の取得の手間などが軽減される」、②「お知らせ型行政サービスの実現」、③「公平な社会保障給付・負担の実現に近づく」を挙げている。

2-2-2 準公的分野

準公的分野では１年間で約６０００億円のコスト削減効果を見込んでいる。準公的分野で利用されるのは、「電機、ガス、医療機関などとの手続き」「それら機関の内部事務」などで「電機やガスの使用料金明細の送付（マイナポータル利用）」「医療機関や医療保険証の確認」などが業務として想定される。

生活者側のメリットは、「医療の受診と同時に、本人が手続きをしなくても関係する社会保険給付が受けられる」「別々の医療機関で同じ審査を受けなくてよい」などである。

2-2-3 民間分野

民間分野では１年間で約２５００億円のコスト削減効果を見込んでいる。民間分野で利用されるのは、「引越ワンストップサービス」「退職ワンストップサービス」「製品リコールの際の案内」などが業務として想定される。

生活者側のメリットは、将来的には、「引越、退職、出産、育児、介護、相続などのライ

イベントに関する手続きが簡略化される」「購入時に財団法人等公的機関に登録しておけば、製品リコールの際に連絡を受けられる」などを挙げている。

2-2-4 経済波及効果

同協議会では平成 25 年 6 月に、2 兆 7858 億円の経済波及効果があると試算している。この試算では、各産業への第一次波及効果が累計 1 兆 9354 億円、第二次波及効果が 6446 億円になるとしている。第一次効果と第二次効果を合わせた金額に経済成長率を加えると 2 兆 7858 億円の経済効果になるという。これは、2020 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの経済効果が約 2 兆 9600 億円といわれているので、それに匹敵する経済効果があることになる。

2-3 マイナポータル

マイナポータルとは、その人が受けられる行政サービスを簡単にインターネットによって知ることができるサービスである。マイナンバー法によって新たに開設する、1 人 1 人に適合した情報を知らせるもので、平成 29 年 1 月からスタートする。

個人番号カードでログインでき、インターネットで自分が受けられるサービスを調べることができる。「プッシュ型サービス」「ワンストップサービス」「アクセス記録の閲覧」「特定個人情報の閲覧」の 4 つのサービスが予定されている。

2-3-1 プッシュ型サービス

現在、日本では「申請主義」といって、各種手続きは本人の申請がなければ、開始されない場合がほとんどである。そのため、国民はそのサービスを知らないと受けられない。

しかし、マイナンバー制度導入後は、行政機関が 1 人 1 人の国民に対して、あるサービスの受給資格があるかないかを把握できるようになる。そのため、行政から積極的にその人に合ったサービスを知らせたり、勧めたりすることができるようになる。このような宣伝活動は、郵送などで行っていたのでは経費もかかり非効率である。そこで、インターネットを使って自分が受けられる可能性があるサービスを確認できるようにする。

例えば、失業者に対しては、失業給付情報や保険料の減免などの情報を。被災者に対しては、被災者支援情報を。生活困窮者に対しては、生活保護の情報を配信していく。日本では利用されていないサービスが多く存在している。広報活動が十分でなく、ごく一部のしか知らないサービスも数多くある。

2-3-2 ワンストップサービス

行政手続きのなかには複雑なものもあり、本来はそのサービスを受けられるのに、手続きが面倒という理由で利用しない人も多いと考えられている。

ワンストップサービスは、複数の行政機関に行かないと受けられなかったサービスの手

続きをインターネットで一度に済ませるというものである。

プッシュ型サービスとワンストップサービスを併用すれば、サービスの利用率を大幅にアップできるのではないかと期待されている。

2-3-3 アクセス記録の閲覧

自分の個人番号が勝手に使われていないかを知ることが重要である。マイナンバー制度が成功する一番の障壁になっているのが、情報漏えいのリスクだからである。アクセス記録の閲覧が可能になれば、いつ、誰が誰と、どのような特定個人情報を、何のためにやりとりしたか、自分で確認できるようになる。国や自治体に不信感を持っている人は、この制度があれば少しは安心できるだろう。

2-3-4 特定個人情報の閲覧

特定個人情報の閲覧というのは、自分に関する情報を見ることができるということである。すでに、病院に対しては「カルテの内容」、学校に対しては「入学試験の成績」など、自分自身の情報を開示できるシステムはできつつある。特定個人情報の閲覧ができるようになれば、さらに自分の情報開示を推し進めることができると期待される。

これができるようになると、社会保険料控除額などが確認できるようになり、確定申告の際に便利になる。また、自分自身や子供が予防接種を受けたかどうか確認することもできるようになり、勘違いや度忘れによって必要な予防接種を受け損なうというリスクを回避することも可能になるだろう。

マイナポータルとは	
プッシュ型サービス	1人ひとりの国民に合った行政サービスの案内が可能になる
ワンストップサービス	今まで複数の行政機関に行かないと手続きできなかったサービスを、自宅のパソコンからできるようになる
アクセス記録の閲覧	いつ、どこで、誰が、特定個人情報にアクセスしたか自分で確認できる
特定個人情報の閲覧	自分に関する情報を見ることができる

2-4 その他のメリット

2-4-1 個人を正確に特定できる

今まで行政機関では、個人の特定に「住所」「氏名」「性別」「生年月日」の名寄せを使ってきた。しかし、同姓同名の人物はたくさんいる。この 4 つの条件が全部同じ人物がいるとは考えにくい、条件が変わる可能性が高く、また、記載の際に記入ミスすることもある。しかし、個人番号があれば瞬時に正確に本人が特定できる。

2-4-2 迅速な被災者支援

震災などの災害時には、その支援は一刻も早いことが大切である。しかし、被災者は他の場所へ避難して生活していることが考えられる。

東日本大震災からは多くの教訓が得られた。この災害では、被災者は複数の自治体にまたがって、避難所や仮設住宅などに移動して生活していた。さらに、家族がバラバラになってしまったケースも多くあった。そのため、自治体が支援を行おうとしても被災者の所在がはっきりしないため支援ができないといった状況が多発した。自治体まで被災者の情報が届かないために、支援が遅れる事態が頻発したのである。

しかし、個人番号があれば、被災者の本人確認がすぐできるので、迅速に支援できることが期待できる。さらに、個人番号を上手に活用することで、被災者がいくつもの自治体を移動したとしても、今までどんな支援を受けていたのか、生活面や健康面でどのような不安を抱えているのかなどの情報を引き継ぐことができるため、その人やその家族に合った支援が可能になる。

2-4-3 縦割り行政からの脱却

日本の行政の大きな問題点の 1 つが大きな縦割り行政である。それを象徴するのが、幼稚園と保育所の関係である。幼児を対象とする機関という点で共通する要素も多いが、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の管轄である。

現状、幼稚園は少子化による定員割れとなり、厳しい経営状態にある一方、保育所は多くの待機児童を抱えている。保育所に入りたい待機児童を幼稚園に入れれば、問題は解決できそうだが、できない理由は縦割り行政がネックになっているからである。また、幼稚園教諭と保育士は別の資格なので、幼稚園教諭が保育所で働くことも、保育士が幼稚園で働くこともできない。

マイナンバー制度が導入されることによって、日本の縦割り行政が改善される可能性が出てくるかもしれない。

3 章 マイナンバー制度のデメリット

3-1 データマッチングによる危険性

3-1-1 プロファイリング

これが最も本質的で重大な危険性である。すなわち、いろいろな分野の個人情報が、共通番号をマスターキーとして集められ、統合されて、その人の人物像が作られてしまうということである。

例えば、共通番号の下に、1960 年 6 月 15 日生まれの男性、住所は東京都新宿区〇〇町 1-1 という基本的な本人確認情報はもとより、家族関係、職業、職場、年収、どこにいくら預貯金があるか、学歴、健康状態、趣味・嗜好に関する情報までがぶら下がることになり、それらがマッチングされたら、その人の人物像はほぼ出来上がってしまう。

3-1-2 ビッグデータと「監視社会」

このようなデータマッチングによるプロファイリングは、「ビッグデータ」活用が進む現代社会において、飛躍的に重要性を増している。

民間分野では、例えば、ポイントを「エサ」とする会員番号による個人情報の名寄せがすさまじい。あるポイントカードなどは、コンビニから新聞、薬局に至る多種多様な分野の購入履歴情報などを網羅している。情報を収集する側の企業からすれば、わずかのポイントの付与と引き換えに「金になる個人情報」がそれこそ湯水のように流れ込んでくるのである。企業は、それら収集した個人情報をマッチングして分析することにより、その人の特性に基づいた効率のよい広告宣伝に活用できる。また、このような嗜好の人にはこのような商品が売れるという商品開発にも活用できる。反対にポイントカードの持ち主にすれば、知らぬ間に、趣味嗜好、ライフスタイルなどが完全に分析されることになる。

国（行政）においても、各種個人データをクロスして集計すれば有用な立法や行政の基礎となるデータが得られる。これはある意味まっとうな使い方であり、政府もこのような使い方をアピールする。しかし、これは国の施策に反対するもののデータを集めてマッチングし、分析する事にも利用できる。また、それらの者の関係者を捕捉することにも利用可能となる。警察は、「刑事事件の捜査」であれば、マイナンバー付きの個人情報の収集などが許されているし、これに対しては第三者機関（特定個人情報保護委員会）の監視も及ばない。

3-2 大量の共通番号付きデータベース構築の危険性

共通番号の利用が普及するにつれて、共通番号付きのデータベースも出来上がってくる。そもそも、現在法律で予定されている利用事務だけでも、従業員や取引先事業者などの給与・報酬関係のデータベースには共通番号をひも付して保存しなければならないのである。

から、官以外の民間部門だけでも数百万のデータベースができてくる計算となる。これらのデータベースに対して、不正閲覧、不正持ち出し、サイバー攻撃などがなされれば、共通番号付きのデータが大量漏えいする事態となる。これは、プライバシー情報の漏えいという問題に止まらず、安全保障上の問題にもなりうる。

そして、インターネット上に漏えいしてしまったら、それ末梢して原状回復することは事実上不可能である。

3-3 なりすましの危険性

3-3-1 誰もが知りうるマイナンバー

マイナンバー制度において、12桁の共通番号は、誰もが知りうる番号となっている。なぜなら、この番号を自分の勤務先や取引先に伝えないといけないという義務が課されるからである。しかも、伝える際には、きちんと自分の本人確認資料である免許証などと併せて示さないといけないので、漏れた時の対策として、名前を一部変えておくとか、住所を一部変えておくという対策は取れない。

しかも、政府はICチップ入り、顔写真付きの個人番号カードを、身分証明書のみならず、様々な機能を付加したうえで活用することを推進している。この個人番号カードの裏面には12桁のマイナンバーが記載されているのであるから、身分証明書や何らかの利用カードとして提示するたびに、相手方がそれを見て知りうる機会が与えられるのである。これでは、たとえ、「マイナンバーは法律で認められた場合以外は記録してはいけない」と法律で禁止したとしても、底抜けであるといわなければならない。しかも、世の中には悪徳な業者が多く存在する。また、会社の倒産などの事情により、正当に収集されたマイナンバー付き個人情報流出する機会も増加すると予想される。

3-3-2 なりすましの激増をもたらす

マイナンバーの利活用の推進は、必然的になりすましの激増をもたらす。政府は、「アメリカの社会保障番号（SSN）カードは顔写真が付いていないが、日本の個人番号カードは顔写真付きだから、なりすましがいいにくい」と主張するが、このカードは、顔写真付きとはいっても、カード内部のICチップの顔写真画像と照合して本人確認することは予定されていない。例えば、表面だけの張り替えや、カード自体の偽造は、極めて容易である。

3-4 マイナポータルの危険性

マイナポータルはインターネット上の個人用サイトのようなもので、利用は任意だが、あらゆる個人情報にアクセス可能で手続きも行えるようになるため、様々な課題や危険性が指摘されている。とにかく利便性ばかり強調され積極的な利用を考えている自治体もあるため、問題点を詳しく見ていく。

3-4-1 「IT 弱者」のデジタル・デバイド

パソコンを使えない人は利用できず、利用できる人との間で情報格差が広がる。政府はマイナポータルにより行政コストを削減できるとしているが、それは行政からのお知らせを紙の通知からマイナポータルへと置き換えるからであり、紙の通知に頼る人はますます情報過疎に陥る。任意といっても利用せざるを得なくなるが、パソコンの扱いに習熟していない人が使えば誤操作などのリスクも負う。

政府はこの問題を、公共の場やコンビニなどに置かれる「キオスク端末」⁴の利用で対処しようとしているが、第三者による覗き見や個人番号カードを置き忘れて第三者に不正利用されるなどの危険性も生まれる。

3-4-2 本人と利害が相反する任意代理人の危険性

政府が考えるもう一つのデジタル・デバイド対策が、任意代理人による操作を認めるというものだ。しかし政府の担当者の内閣官房社会保障改革担当室審議官も、代理人が操作する危険性をこう指摘していた。

「マイナポータルというのは極めて危険度が高い。逆に言うと自分の情報を全部見ることができてしまうというのは極めて危険度が高いので、そういう意味では代理をする場合でも、やはり一定の非常に高いセキュリティ、あるいは厳格な要件を設けざるを得ないと思っている。」

しかし、この厳格な要件や非常に高いセキュリティは、いまだに示されていない。要件を厳しくすれば、デジタル・デバイド対策にならないというジレンマをどう解決するか。

自治体からは、任意代理人が認められていることへの不安も示されている。番号制度に伴う個人情報保護条例の改正を検討している東京都の情報公開・個人情報保護審議会では、都の担当者から本人情報開示申請の際に本人と親権者や後見人など法定代理人の間に、明確な利益相反がある事例が最近増えてきていると報告されている。児童虐待した親が子の情報を法定代理人として請求するケースや DV など母親が子を連れてシェルターに逃げているのを捜索目的で請求する例などだ。

法定代理人では戸籍抄本や登記簿証明で確認し、本人と法定代理人の間に明確な利益相反がある場合には都は非開示にしているが、任意代理人の場合、委任状には偽造もあり関係の確認も容易ではない。現在は法定代理人にしか開示の代理を認めていないが、番号制度では税理士や社会保険労務士などにも任意代理人が広がり、本来、一般の個人情報より厳格な保護措置を講じるべき特定個人情報の方が規制が緩やかになるという矛盾を生じる。

⁴ コンビニや役所、図書館などに設置してある情報端末。最近タッチパネル操作の物が多い。

3-4-3 不正閲覧で個人の情報が全て漏えい

番号法を審議した 2013 年の衆議院内閣委員会では、各会派よりマイ・ポータルからの漏えいの危険性が指摘された。自民党や共産党から、個人番号カードとパスワードが不正に入手されてしまえば、別人の個人情報が見れてしまうのではないかと質問され、政府の担当者は「マイナポータルはアクセスさえできてしまえば、ある一人の番号付きの情報がすべて得られる。」と答えている。

また、インターネットでアクセスするためセキュリティの面では一段落ちる危険性があるのではないかと指摘には、「マイナポータルに関してはインターネットとの接続口が必ずできてしまう。その点についてはおっしゃるとおり、セキュリティの面では一段落ちる危険性がある。」と答えている。

さらに詐欺の危険として、例えば老人宅に訪問して「法律が通ったから全員パソコンでいろいろやらなきゃいけない。」とだまし、犯人がパソコンを持ってきて、「代わって手続きをやってあげましょう」というようなことが起きないかと聞かれ、「番号制度があるなしに関わらず、そのような不正、詐欺事件というのは起こりうる。」と答えている。しかし、振り込め詐欺被害が急増している中で、マイナポータルは詐欺グループにとっても便利な道具である。

3-4-4 プッシュ型サービスの抱える問題

「申請主義」から「お知らせ主義」へ、と宣伝されるプッシュ型サービスも問題がある。民間でも活用することが想定されているが、以前政府が検討した「電子私書籍⁵」では、例えばファイナンシャル・プランナーに年金などの情報を提供して資産活用のお知らせをしたり、フィットネスクラブに健診データを提供して運動や健康の指導を受けるなど、行政の保有する個人情報を民間企業に開放して新たなビジネスの創出を狙っていた。

マイナポータルに売り込みや宣伝が押し寄せれば、必要な行政情報にたどり着くのは難しくなるばかりか、消費者被害につながるおそれもある。また行政からの通知には、個人の権利行使に関わるものもあるが、通知に気付かず手続きしなければ「お知らせしたのに手続きしなかったあなたの責任」とされる。

そもそも社会福祉制度の受給対象者であることを、番号制度で調べて行政から通知するという「お知らせ主義」はどこまで可能だろうか。所得把握の難しさや資産が番号制度で把握できないことなどを別にしても、所得などの要件だけで給付を判断できるほど福祉制度は簡単ではない。心身の状態や生活・資産状況、親族関係、生活歴・病歴などあらゆる個人情報に番号を付番して情報提供を受けてデータマッチングすれば判断の精度は高くなるだろうが、それではプライバシー侵害も深刻になる。仮にそこまでしても受給の判断に

⁵ 「電子私書籍」とは、医療機関や保険者などが個別に管理しているカルテや社会保険などの情報を、希望する国民がパソコンからインターネットを介して自らの情報を入手や閲覧、活用できる仕組みのことである。

は運用や解釈の幅や変化もあり、結局は対面での相談が必要になる。該当するかもという通知を受け取って窓口に行ったが、調べたら対象外だと言われて納得できるだろうか。

さらに福祉は権利かサービスか、という本質的な問題もある。申請なしに行政側が給付対象を判断して給付するようになれば、「よくわからないがお金がもらえた」になり、制度を理解できなくなり福祉を権利として勝ち取り守る力が失われるおそれがある。国家レベルで番号制度によりデータマッチングし対象者を見つけ出すという壮大なシステムより、「申請」という行為を権利行使に必要な行為としてとらえ、地域のつながりや自治体や関係機関で申請を支える対面のサービスを充実して、制度への理解を深めることが福祉には必要ではないか。

3-4-5 ワンストップサービスでマイナポータルは必要か

ワンストップサービスは、すでに個々に行われている電子申請を一括して行えるようにするものだが、番号制度がなければできないということではない。手続きをまとめたポータルサイトにもっと簡便に実現する。

電子申請の拡充は、従来のサービスに上乗せして行われるなら、役所に手続きに行くことが困難な人などにメリットはあるだろう。しかし、費用対効果を指摘されて対面サービスがスクラップされがちだ。自治体でも、コンビニでの証明書類の交付開始で出張所が統廃合されたり、コールセンター設置で相談窓口が減らされたりしている。行政手続きは窓口で説明を聞きながらでないとなりにくいものも多く、窓口の減少はサービスを低下させる。

3-4-6 データマッチングの仕組の治安的利用の可能性

マイナポータルは、これ自体が特定個人の情報を集約するデータマッチングの仕組である。情報連携の仕組みを個人番号を直接用いず符号を用いて個人情報の芋づる式の漏えいを防止するなど複雑に作っても、このマイナポータルの仕組を使って個人情報を閲覧することは可能であり、違法なアクセスを行政機関や警察などが行わない保証はない。

4 章 海外のマイナンバー制度

欧州の電子政府先進国では、住民のプライバシー保護に配慮し、行政機関が保有する住民データをより広い範囲で利用できるようにしている。また、住民に配布する IC カードと住民データベースを連携させることで、効率的な行政事務や利便性の高い住民向けサービスの提供に成功している事例がみられる。

4-1 マイナンバー制度のタイプ

マイナンバー制度には、大きく 3 つのタイプがある。①フラットモデル、②セパレートモデル、③セクトラルモデルの 3 つである。

① フラットモデル

フラットモデルは、すべて同一の番号を採用するものである。アメリカや韓国、スウェーデン、エストニアなどがこれにあたり、日本はこのタイプを目指している。

② セパレートモデル

セパレートモデルは、分野ごとに違う番号をつける制度である。違う番号を付けることによって情報が流出したときに、被害を少なくすることができる。その代わり、利便性は低くなる。ドイツやフランスがこのタイプである。

③ セクトラルモデル

セクトラルモデルは、フラットモデルとセクトラルモデルの折衷案的なものである。これは、分野によってつけられる番号が違うが、比較的簡単に番号を連動させることができる。オーストリア、ベルギーがこのタイプである。

4-2 フラットモデル エストニアの事例

エストニアでは、国民 ID 番号の記載された公的電子 ID カードを使って住民が利用できる公共サービスが豊富である。市民ポータルから自分の納税データ・年金データ等、行政機関が保有するデータを基本的にすべて閲覧することができる。公務員のだれが自分のデータにアクセスしたかについても、市民ポータルから確認することができる。

4-2-1 国民 ID カード

エストニアでは、15 歳以上の国民に対して IC チップ付きの電子身分証明書である「国民 ID カード」が発行される。国民 ID カードの取得は身分証明書法によって義務付けられており、取得していない場合にはパスポートの申請時などに自動的に発行されることになっている。

4-2-2 国民 ID カードを利用した住民向けサービス

エストニアでは、国民 ID カードが、生活に根差した様々な公共サービスや電子行政サービスを利用するためのツールとなっている。国民 ID カードの具体的な利用方法は、大きく分類すると 3 つある。①「物理的な身分証明書」、②「電子マネー」、③「オンラインでの身分証明書」である。

① 「物理的な身分証明書」

エストニアでは、国民 ID カードを所持していれば、運転免許証を持ち歩かなくてもよい。エストニアの警官は、ID カードを電子的に読み取ることができる情報端末を携帯しており、国民 ID カードを通じて運転免許証番号の照会が可能であるからだ。

エストニアでは、このような「ePolice」が進んでいる。多くのパトカーにはカーナビのようなタッチパネル式の情報端末が搭載されている。端末を利用して CMB、自動車登録センター、交通保険局のデータなどにアクセスすることができる。

身分確認、車の登録確認、地図の 3 つの用途に利用されている。警官がシステムに自動車登録番号を入力すると、所有者名、免許証の有効期限、犯罪歴、以前に払った罰金歴などの情報が即座に確認できる。犯罪容疑者である場合には、顔写真が出てくる。駐車違反の場合には、自動車登録番号を入力して、所持者の電話番号を調べて、移動するよう指示することができる。

② 「電子マネー」

国民 ID カードは、公共交通機関のプリペイドチケットとしても利用できる。インターネットなどから事前に乗車料金を支払っておくことができる。乗務員は、ID カードを電子的に読み取ることができる情報端末を携帯しており、X-road 通じて乗車料金支払い済みか否かの照合が可能であるからだ。

国民 ID カードを利用した交通プリペイドチケットは、通常のチケットに比べて 40%引きになる。このようなインセンティブもあって、交通料金の全体の 70%は ID カードによるプリペイドチケットで支払われている。

③ 「オンラインでの身分証明書」

オンラインでの身分証明書の利用例として、「市民ポータル」がある。

4-2-3 市民ポータル

エストニアでは、各種オンライン行政手続きの入り口として、国民 ID カードと PIN コードでログインできるポータルサイトがある。この市民ポータルには、銀行の ID・パスワードでアクセスすることも可能である。

このポータルサイトにアクセスすると、政府が国民のどのような情報を持っているかを知ることができる。政府が保存している自分の情報を閲覧し、その情報が間違っていた場合には、市民権、住所、学歴の 3 つに限り、自分で修正することができる。それ以外の情報を変更するためには書類での手続きが必要になる。

閲覧できる情報は、年金情報や社会保障のデータ、自動車登録、不動産や船舶の保有状況、運転免許証の有無や有効期限、銀行口座残高、自分の犯罪歴についても参照が可能である。保険加入状況についても閲覧できるが、電子カルテは見ることができない。このように、あらゆる情報を市民ポータルで閲覧することができるが、各々のデータは各機関の別々のサーバーに分散して保存されている。

自分以外にも警察などの捜査機関が自分の情報を閲覧することができるが、閲覧した人の ID 番号の記録がとられ無期限で保存されているため、誰が自分の情報を閲覧したのかについて本人が確認することができる。不審なアクセス記録があった場合、当該機関に苦情の申し立てもできる。秘密警察などが捜査上データベースを利用しているような特殊な場合には、一定期間記録が開示されないことになっているが、このような場合であっても閲覧者のアクセス記録は保存されているため、権限外の第三者が情報を閲覧することは許されない。

4-3 セパレートモデル ドイツの事例

ドイツでは、自治体ごとに付番されていた納税者番号を全国で統一の番号体系化する動きはあるが、分野別の識別番号は維持される見込みである。行政機関によるデータの権限外利用を防止するための制度はすでに整っており、第三者機関である「データ保護監察官」が肝となっている。ドイツは、国の規模が日本とほぼ同じで、国が保有する個人情報に対する国民のプライバシー意識が高いという点で国民意識も類似しており、参考対象としては適切である。

4-3-1 分野別の識別番号

ドイツでは、行政分野ごとに異なる個人識別番号を付番しており、分野ごとの間には何らの関連性もない。

ドイツでは 1970 年代に、住民登録などの行政事務管理の効率化を目的に、連邦住民登録法案において統一的な個人識別番号の導入が提起された。しかし、1976 年に法務委員会が「統一的な個人識別番号制度は許されない」とする見解を表明したため、法案は成立しなかった。連邦憲法裁判所も統一的な個人識別番号は違憲との見解を示した。

2002 年の住民登録法大綱法の改正により、住民登録簿に「身分証明書番号」や「旅券番号」が記載されることになった。

また、2003 年の税法改正により、「納税者番号」が出生時に付与、住民登録簿に記載されることが規定された。この税法改正を受けて、2008 年より、従来は州ごとにバラバラであった納税者番号体系を改め、連邦の中央税務庁で全国的に一律の納税者番号を付番し、全国の住民登録簿から集めた住民データとともに管理する。納税者番号制度を導入する目的は、行政事務の効率化と、データの一義性（本人との 1 対 1 対応）を確保するためである。

4-3-2 データ保護監察官

ドイツには、行政機関および民間企業における個人データの取り扱いを監視する中立的な第三者機関として、「データ保護監察官」という機関が連邦および 16 の各州に存在する。連邦のデータ保護監察官は、連邦機関および電気通信・郵便事業者を管轄している。州のデータ保護監察官は、州の機関や州の自治体、州内の民間企業（電気通信・郵便事業者を除く）を管轄している。

データ保護監察官は、データ保護法に基づき設立され、議会の議長の下に所属し、議会が所長を任命する。個人情報保護に係る事件や新たな動きなどがあった場合に、議会に対して助言を行っている。

行政機関に対しては定期的に、民間企業に対しては抜き打ち的に、個人情報取り扱いについて監察をしており、データ保護法に適合した運用を行うための技術的助言なども行っている。違法な個人情報の取り扱いが見つかった場合、当該機関・企業に対して改善要請を出している。この要請は、行政機関や民間企業に対して強制力を持つものではない。しかし、要請を受け入れられない場合、次の段階として議会へ報告を行い、それでも改善がない場合は、第 3 段階として当該機関を管轄する省庁のトップに対して改善を求める。最後まで要請が受け入れられない場合でも、議会で審議を行うので、1～2 年で問題のあるシステムは解決されることとなる。

住民の側で行政機関や民間企業の個人情報取り扱いに対して疑義がある場合には、住民からデータ保護監察官に苦情を通報することができる。データ保護監察官で調査を行い、調査結果を住民に回答する。違法なデータ取り扱いが見つかった場合には、当該機関や企業に改善要請を出す。

4-3-3 電子 ID カードと利用サービス

ドイツでは 2010 年 11 月より、電子 ID カードの発行が開始された。これは、従来の身分証明書を IC カード化したものである。

身分証明書を電子化した理由は主に 2 つある。1 つは、国際的なテロの脅威に対応して、ID カードの偽造や成りすましを防ぐためである。もう 1 つは、電子政府、電子商取引などインターネット上での個人認証のトークンとして使うためである。

電子カードの機能は大きく分けて 2 つである。

① 物理的な身分証明書としての機能

- ・ 入出国、警察の職務尋問
- ・ 口座開設、ホテル宿泊など
- ・ 生体認証

② オンラインでの身分証明書としての機能

- ・ 認証機能
- ・ 適格の電子署名機能

電子 ID カードの中には、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「顔写真」、「指紋」などの個人情報格納されている。

4-4 セクトラルモデル オーストリアの事例

オーストリアでは、分野別番号を基本とする電子 ID 制度（3 層構造の識別番号）によって、個人情報の保護と効率的な行政事務を両立している。つまり、分野ごとに複数の番号を持ち、1 つの番号が情報漏れしても、ほかの番号が知られることはない。優れたコンピューター技術と暗号技術によって、このような方式が可能になっている。

4-4-1 3 層構造の識別番号

① CRR 番号

オーストリアでは、2001 年の住民登録法の改正を受け、従来 2300 余りの自治体で管理されていた住民登録データが内務省の管理する中央住民登録簿に一元化された。CRR には氏名、旧氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、現住所、旧住所とともに、すべての国民を識別する「CRR 番号」が登録されている。CRR 番号は、生涯不変である。

CRR 番号は公開されているが、その利用許可範囲や取扱い規則は、住民登録法やデータ保護法によって厳密に定められている。例えば民間機関の営利目的による「CRR 番号」利用は、特定の個人に対して自己の権利の主張、請求、契約関係の確認などを行う場合のみ許可される。

② ソース PIN

「CRR 番号」をもとに、個人認証用の電子識別番号である「ソース PIN」が生成される。この識別番号は、国民が電子政府を利用するための基盤となる番号であり、生涯不変である。

この「ソース PIN」は、第三者機関「データ保護委員会」が、本人の所持する IC カードに対して発行する。「ソース PIN」は、個人情報保護の観点より、本人所有の IC カードにしか記録・保存されない。そのため、データ保護委員会といえども原則として「ソース PIN」をデータサーバーに保存することは許されておらず、「ソース PIN」や分野別番号を発行する際に一時的に生成されたデータは、生成処理が済んだ時点で消去される。

③ 分野別番号

オーストリアでは税務、社会保障、教育、統計といった分野ごとに異なる識別番号を付番する「セクトラルモデル」を採用しているため、各行政機関は個別の「分野別番号」を用いている。

「分野別番号」は、当該行政機関だけが保存管理している。個人情報の漏えい防止の観点により、他の行政機関によるこの番号の利用や保存は禁止されている。

オーストリアが、北欧諸国のようにすべての行政分野で共通の統一的な個人識別番号を共用することはせず、このように分野別の番号制度を採用したのは、統一番号をキーにして、各分野のデータを不正に名寄せして利用することに対する懸念からである。このような背景には、ナチスによるオーストリア併合など、国が国民の様々なデータを一元管理することへの抵抗が強いことが言われている。

4-4-2 個人情報保護と行政事務の効率化・住民の利便性の両立

オーストリアは、3層構造の識別番号から成る「電子 ID 制度」を採用することで、個人情報保護と行政事務の効率化・住民の利便性を両立させている。

すべての行政分野で同一の ID 番号を利用すると、住民データが不正利用されたり、万が一データが漏えいした場合に、分野間のデータ紐付けが容易となってリスクが高い。逆に、すべての行政分野で必要な住民データを交換したり、住民が各分野の行政サービスにおいて認証を行う際の利便性が損なわれる。しかし、「分野別番号」を用いた個人データマッチングの仕組みは、第三者機関（データ保護委員会）が仲介することで個人情報保護を厳格に行いながらも、決して行政事務の効率化や住民の利便性を損なうものではない。

5 章 日本のマイナンバー制度のあり方

5-1 効率化が全てではない

政府や共通番号制度を賛美する人たちは、共通番号により便利になる、社会が効率化する、経済成長に資するという発想である。

しかし、効率的なシステムは、1つのトラブルが全体に及ぶ社会でもある。たとえば、1つのパスワードですべてのインターネット事務を処理できれば、効率的だし便利だろう。しかし、1つのパスワードが破られたとき、なりすましでアクセスされて、全部の個人情報情報が漏えいしてしまったり、おかしい操作をされたりしてしまう。

セキュリティ対策で、長い・複雑なパスワードをそれぞれに付けたりすることは、面倒ではあるが、安全のためのコスト・手間と考えるものである。結局は、バランスの問題であり、利便性・効率性が優先するものではない。しかも、それにより犠牲となるのは、一旦漏れたら回復不可能なプライバシーなのである。

さらに、マイナポータルは、高齢者やIT弱者がなりすまされる危険性が高い。責任を持って使える人だけが参加できる仕組みにしておかないと非常に危険である。

5-2 適用範囲の拡大

政府はマイナンバーの適用範囲を広げようとしている。銀行の口座のひも付や民間分野での適用は大きな利便性をもたらすだろう。しかし、それ以上に情報漏えいした時や悪用された時の被害を多くの人が恐れている。

だが、海外では、公的認証サービスを使って、各種の行政手続きを行えることは当然として、住民登録データベースや、納税、社会保障、教育など各分野のデータベースに記録された自分の情報を閲覧したり、一定の項目については自ら更新したりすることができる。また、公共性の高い分野など、民間企業のサイトでも公的認証サービスを利用する事が可能である。

一般的な市民生活においては、行政機関に対して行政手続きを行う頻度よりも、銀行など民間機関において行う手続きの頻度の方が圧倒的に多い。このことから、日本においても公的認証サービスの利用範囲を、銀行、保険会社、医療機関等の公共性の高い民間事業者に拡大することが重要である。

適用範囲を拡大しても国民が安心して使えるものにするためには、セキュリティの強化と国民のマイナンバーに対する理解を深めていかなければならない。

おわりに

新しい制度や仕組み、技術などを導入すれば、得るものもあれば、失うものもある。良くなるものもあれば、悪くなるものもある。したがって、新しい何かを導入する際には、事前に「得るもの」と「失うもの」を十分に考えて導入の是非を判断し、導入した後は、「得るもの」をより大きくし、「失うもの」をより小さくする努力をすることが必要となる。

情報化も同じである。情報化によって利便性や効率が向上する半面、企業の機密情報や個人のプライバシーの属する情報が漏えいする危険性、デジタル化された様々なコンテンツが無断でコピーされて著作権が侵害される危険性が増大する。いつでも、どこでも欲しい情報が簡単に手に入るようになる反面、児童や青少年にとっても有害な情報も簡単に取り出せるようになってしまった。

情報化によって「得るもの」があれば、「失うもの」もある。「得るもの」を大きくし、「失うもの」を小さくする努力によって、情報化の効果は大きくなる。この努力の積み重ねが、将来につながるのである。

参考文献

- 原田泉・前川徹・遊間和子・小泉雄介・吉田絵里香 『国民ID』 NTT 出版 2009
水町雅子 『やさしい番号法入門』 商事法務 2014
白石孝・石村耕治・水永誠二 『共通番号の危険な使われ方』 現代人文社 2015
萩原京二 『誤解だらけのマイナンバー対策』 幻冬舎 2015
斎藤博明 『みんなが知りたかった！マイナンバーで損する人 得する人』
TAC 出版 2015